

議案第 3 1 号	三田市総合福祉保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
健康増進課	高齢者や障害者等の生活を支援するため、三田市総合福祉保健センターに新たに権利擁護・成年後見支援センターを設置するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p><b>【改正趣旨】</b>  三田市総合福祉保健センター内に権利擁護・成年後見支援センターを設置するに当たり、同センター条例の一部を改正するもの。</p> <p><b>【関係法令】</b>  生活困窮者自立支援法第 3 条(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)</p> <p><b>【改正内容】</b>  権利擁護・成年後見支援センターに関する規定を各条項に追加  ○施設及び業務【第 3 条関係】  第 3 条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。  (7) 権利擁護・成年後見支援センター  (8) 多目的ホール、会議室、研修室その他の施設  2 センターは、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。  (1)～(5) 略  (6) 権利擁護・成年後見支援に関すること及び生活困窮者の自立支援に関すること  (7) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な業務  ○使用時間【第 3 条の 2 関係】  第 3 条の 2 センターの施設を使用できる時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、センターの施設のうち、保健センター、地域包括支援センター、高齢者デイサービスセンター、障害者生活支援センター、身体障害者デイサービスセンター、障害者就業支援センター及び権利擁護・成年後見支援センターにあつては、午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。</p> <p><b>【施行期日】</b>  平成 2 7 年 4 月 1 日</p> <p><b>【予算措置】</b>  平成 27 年度新規予算として、18,900 千円を要求</p>	